

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年9月20日(2007.9.20)

【公表番号】特表2003-506516(P2003-506516A)

【公表日】平成15年2月18日(2003.2.18)

【出願番号】特願2001-514048(P2001-514048)

【国際特許分類】

C 0 9 B 67/20 (2006.01)

C 0 9 B 47/073 (2006.01)

C 0 9 B 67/04 (2006.01)

C 0 9 B 67/12 (2006.01)

C 0 9 B 67/50 (2006.01)

G 0 3 G 9/09 (2006.01)

G 0 3 G 9/097 (2006.01)

G 0 3 G 9/087 (2006.01)

【F I】

C 0 9 B 67/20 B

C 0 9 B 47/073

C 0 9 B 67/04

C 0 9 B 67/12

C 0 9 B 67/50 B

G 0 3 G 9/08 3 6 1

G 0 3 G 9/08 3 4 4

G 0 3 G 9/08 3 8 4

【手続補正書】

【提出日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

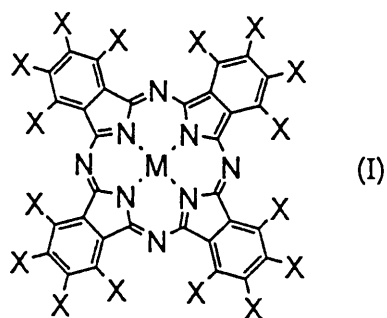
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】粗フタロシアニン化合物を、有機液体の存在下において、水溶性の結晶性無機塩と混練し、ついで水を加え、濾過し、洗浄して顔料を上記塩から分離し、ついで上記顔料を乾燥させることによる顔料の製造方法であって、

上記フタロシアニン化合物が、式(I)：

【化1】



(式中、Mは、2個の水素もしくは一価の金属、1個の二価の金属、または1個の二価のオキソ金属、ヒドロキシ金属もしくはハロゲン化金属部分であるが、ただし、該金属は、銅ではなく、それぞれのXは、他から独立して水素またはハロゲンである)で表される化合物または化合物の混合物であり；そして、

上記有機液体は、水溶性であり、その分子中に少なくとも1個のオキシ基またはオキソ基を有する

ことを特徴とする顔料の製造方法。

【請求項2】 請求項1の方法で得られた、請求項1記載の式(I)で表されるフタロシアニン顔料。

【請求項3】 それぞれブラッグ角(2)の範囲が5~30(CuK)にあるX線回折スペクトル上のすべての信号の高さの合計に対して、結晶相に対応する信号の高さの合計が50~95%であり、結晶相に対応する信号の高さの合計が0~5%であることを特徴とする結晶相を有する、請求項1記載の式(I)で表されるフタロシアニン顔料。

【請求項4】 顔料トナーの全重量に対し、請求項2または3記載の顔料1~70重量%およびポリマー樹脂を含むトナー。

【請求項5】 請求項2または3記載の顔料を使用して製造することを特徴とする、トナーの製造方法。